

評価方法基準（平成13 年国土交通省告示第1347 号）

新	旧
<p>○評価方法基準 （平成十三年八月十四日） （国土交通省告示第千三百四十七号） 改正 平成二五年九月三〇日国土交通省告示第九〇九号</p> <p>第1 趣旨 この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第3条の2第1項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準について定めるものとする。</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準(性能表示事項別)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 温熱環境に関すること</p> <p>5-1 省エネルギー対策等級</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 定義</p> <p>① 「地域区分」とは、<u>エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）附則2の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則5の規定による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。</u></p>	<p>○評価方法基準 （平成十三年八月十四日） （国土交通省告示第千三百四十七号）</p> <p>第1 趣旨 この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する評価方法基準として、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の方法の基準について定めるものとする。</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準(性能表示事項別)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 温熱環境に関すること</p> <p>5-1 省エネルギー対策等級</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>イ 定義</p> <p>① 「地域区分」とは、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。以下「建築主等の判断の基準」という。)別表第1に掲げる地域の区分をいう。</p>

以下「建築主等の判断の基準」という。)別表第1に掲げる地域の区分をいう。

②～④ (略)

ロ (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

次にイ又はロのいずれかの基準によるものとする。

イ 熱損失係数等による基準

等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級(個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5—1において同じ。)のうち、最も低いものとする。

① (略)

② 夏期日射取得係数に関する基準

a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、夏期日射取得係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、地域区分がⅠ及びⅡ地域の場合において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級3とし、同表のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とする。

【別記38 参照】

b (略)

③ (略)

ロ (略)

6～11 (略)

②～④ (略)

ロ (略)

(3) 評価基準(新築住宅)

次にイ又はロのいずれかの基準によるものとする。

イ 熱損失係数等による基準

等級は、次に掲げる基準におけるそれぞれの等級(個別条件の下で求められる等級と特定条件の下で求められる等級のいずれか高い方の等級とすることができる。5—1において同じ。)のうち、最も低いものとする。

① (略)

② 夏期日射取得係数に関する基準

a 次の表の(い)項に掲げる等級ごとに、(ろ)項に掲げる地域区分に応じ、夏期日射取得係数がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。ただし、地域区分がⅠ及びⅡ地域の場合において等級4の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級3とし、同表のⅢ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域において等級3の基準を満たさない評価対象住戸にあつては等級2とする。

【別記38 参照】

b (略)

③ (略)

ロ (略)

6～11 (略)

【別記38】

旧

	(い)	(ろ)					
	等級	夏期日射取得係数					
		I	II	III	IV	V	VI
一戸建ての住宅	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
	3	—	—	0.10	0.10	0.10	0.08
共同住宅等	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
	3	—	—	0.10	0.10	0.10	0.08
<p>1 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号。以下「設計施工指針」という。)4(1)ロ又は(2)ロに掲げる基準に適合している場合にあつては、上表における等級4の基準に適合しているものとみなす。</p> <p>2 (略)</p>							

新

	(い)	(ろ)					
	等級	夏期日射取得係数					
		I	II	III	IV	V	VI
一戸建ての	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
住宅	3	—	—	0.10	0.10	0.10	0.08
共同住宅等	4	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06
	3	—	—	0.10	0.10	0.10	0.08

1 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号)附則2の規定によりなお従前の例によることとされた同告示附則7の規定による廃止前の住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号。以下「設計施工指針」という。)4(1)ロ又は(2)ロに掲げる基準に適合している場合にあつては、上表における等級4の基準に適合しているものとみなす。

2 (略)